



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 124/2021年4月号

発行日：2021年4月9日

3月は全国的にも記録的な暖かさが続き、桜の開花がハイペースで北上しました。新年度にはもう桜の満開がなくなってしまったところも多いですね。新型コロナの影響については、1都3県の緊急事態宣言が解除されましたが、その後も変異株の影響か、新規感染者数は増加傾向が続いており複数の府県や自治体がまん延防止等重点措置の対象となっています。

新年度になり3月決算の会社もいよいよ決算を迎えます。日常生活でも業務でも息の長いWITHコロナであることを忘れず、基本の対応策を十分にとりながら気づけて活動しましょう。

I. 最新情報（2021年3月1日～2021年3月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年3月 3日	コメ ント 提出	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 74 号 「IPSAS 第 5 号 「借入コスト」の 改訂（強制力のな いガイダンス）」に 対するコメントの 提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2020年10月に、公開草案第74号「IPSAS第5号「借入コスト」の改訂（強制力のないガイダンス）（IPSAS 5, Borrowing Costs - Non-Authoritative Guidance）」を公表し、広く意見を求めておりました。日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2021年3月1日付けでIPSASBに対し提出いたしました。	—
2021年3月 30日	改正	非営利法人委員会 研究報告第 26 号 「社会福祉法人会 計基準に基づく計 算書類等の様式等 に関するチェック リスト」の改正に ついて	本研究報告で示すチェックリストは、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第157号）及び関連する通知等の改正を踏まえたチェック項目の追加のほか、実務として使いやすいよう所要の見直しを行っています。	令和3年4月1 日施行

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年3月 1日	公開 草案	監査基準委員会報 告書（序）「監査基 準委員会報告書の 体系及び用語」の 改正（公開草案） の公表について	日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、2016年1月以降に新設又は改正された監査基準委員会報告書等の内容について反映すべく所要の見直しを行ってまいりました。このたび見直しを終えたため、監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年4月1 日

2021年3月2日	監査上の留意事項	「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7）」の公表について	留意事項（その2）において示した会計上の見積りに関する監査上の留意事項について、現在も依然として留意すべきことを改めて周知するためのもの。監査に従事する会員に対して、経営者及び監査役等と適時かつ適切なコミュニケーションを図るよう求めるものである。	—
2021年3月2日	公開草案	「監査・保証実務委員会実務指針3700「監査・保証実務委員会実務指針「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」（2017年12月19日）等の公表に伴い、東京証券取引所意見表明業務に関する従来の監査・保証実務委員会研究報告第17号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の報告業務について（中間報告）」に代わる実務指針の検討を進めており、このたび、一定の取りまとめを終えたため、公開草案として広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年4月2日
2021年3月19日	お知らせ	リモートワーク対応第6号 電子メールを利用した確認に関する監査上の留意事項	IT研38号公表後の電子メールの一層の普及と近時の新型コロナウイルス感染症拡大の下で感染防止のためリモートワークが求められる状況を踏まえて、会員の実務の参考に資するために、このような電子メールを利用した確認に関して監査上留意すべき事項を提供するものである。	—
2021年3月26日	意見	IASB公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の修正案）」に対する意見について	2020年11月27日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の修正案）」が公表され、意見が求められましたが、日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2021年3月24日付けで提出いたしました。	—

2021年3月26日	公開草案	「業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」及び「専門業務実務指針「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2020年12月28日に資源エネルギー庁から電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令が公布されたことを受けて、業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の見直しを行うとともに、専門業務実務指針「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」を新たに取りまとめたため、このたび公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年4月27日
2021年3月30日	公開草案	「監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について」(公開草案)の公表について	監査基準委員会報告書610改正に伴う見直し(2022年3月期から適用) 監査基準委員会報告書610の改正により、従来より我が国では禁止されている内部監査人による監査人の直接補助(ダイレクタアシスタンス)について、海外の構成単位の監査においても内部監査人が構成単位の監査人を直接補助することがないようにするため、本文第29項及び様式2-5等について見直しを行っている。 ・ 監査基準委員会報告書720改正に伴う見直し(2022年3月期から適用、2021年3月期から早期適用可) 監査基準委員会報告書720の改正により、その他の記載内容について監査人に求められる対応について本文第50項及び様式9-1、10等について見直しを行っている。	意見募集期限 2021年4月30日

2021年3月30日	意見	企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見について	2021年1月18日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2021年3月18日付けで提出いたしました。	—
2021年3月31日	公表	租税調査会研究報告第37号「租税に関する国際的情報交換制度～その全体像と動向」の公表について	近年は、大企業のみならず中堅・中小企業、もしくは個人においても、急速な活動のグローバル化が進展しており、海外への資産移転等も常態化する傾向にあります。一方で、国際的な租税回避行為等の問題も指摘される中、租税に関する国際的情報交換制度そのものの理解と制度運用上の論点を可能な限り網羅的に整理し報告するものです。	—
2021年3月31日	公開草案	業種別委員会実務指針「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、最近の基準の公表及び改正に伴い、これらとの整合性を図るため、銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」(以下「銀行等監査特別委員会報告第3号」という。)の内容を見直し、新たに業種別委員会実務指針として取りまとめたため、このたび公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年5月6日
2021年3月31日	公表	業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いの改正について」の公表について	2020年9月29日に、企業会計基準委員会から実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されたことを踏まえて、所要の見直しを行ったものです。今回の改正に当たって、「3. LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を新設し、以下の取扱いを示しました。 (1) 適用範囲 (2) ヘッジ有効性の評価方法	2021年3月25日
2021年3月31日	公表	「Q&A 収益認識の基本論点(追補版)」の公表について	日本公認会計士協会は、「収益認識に関する会計基準」の円滑な導入を支援することを目的に、2020年7月から10月にかけて「Q&A 収益認識の基本論点」を公表しましたが、その続編として、主に「Q&A 収益認識の基本論点」で取り上げた基本的な論点をもとに、業種別の切り口でポイントを絞って解説した資料を作成しました。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

会計上の見積りの開示に関する会計基準と新型コロナウイルス感染症の影響の仮定について

2020年3月31日企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会)が公表され、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度から適用になります。これに合わせ、2021年2月9日開催の第451回企業会計基準委員会において「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が検討され翌2021年2月10日に更新が公表されています。

これに関連して企業会計基準第31号と「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を踏まえた開示に関して検討します。

【I 最近の開示例】

2020年11月決算12月決算会社を中心に開示された追加情報の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響についての追加情報に記載されている仮定の一部に関してパターンを調べてみると以下のようでした。

(影響がないあるいは少ないとするケース)

- ・事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はない。今後の影響も限定的と考えている。
- ・現時点においては事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではない。
- ・一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断している。

(影響の継続時期を具体的に明示していないケース)

- ・当面の間継続すると仮定。
- ・一定期間にわたって新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると仮定。

(影響の継続時期を具体的に明示しているケース)

- ・2021年●月期中は継続するものと想定。
- ・2021年●月期の一定期間にわたり継続するものと仮定。
- ・影響が2020年度後半まで継続し、その後徐々に回復が見込まれることを前提としていたが、回復基調にあるものの2021年においても一定期間は影響が継続するものと予想。
- ・翌事業年度までは少なくとも継続しつつも、緩やかに回復する仮定。
- ・徐々に状況は改善するものの、当該状況による影響は2021年12月期の一定期間は残ると仮定。

(回復する時期を明示しているケース)

- ・2021年度の下半期から回復するものと仮定。
- ・翌会計年度については、需要が前会計年度並みの水準に戻ることを仮定。
- ・翌会計年度の第4四半期ごろにかけて正常化に向かうと仮定

(現状が継続する仮定のケース)

- ・直近の業況が今後も継続することを前提。

【Ⅱ 会計上の見積りの開示に関する会計基準の概要】

2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度から、「重要な会計上の見積り」に、例えば固定資産の減損について「その他の情報」として、①算出方法 ②主要な仮定 ③翌年度の財務諸表に与える影響を記載する方法になります。

【Ⅲ 2021年2月9日第451回企業会計基準委員会の公表内容の概要】

「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（これまでに公表を更新）

A. 企業会計基準第31号を適用する前の取扱いは、これまでと考え方が変わらないことを確認。

B. 企業会計基準第31号を適用した後の取扱い

(1) 追加情報への記載方法を除いて、企業会計基準第31号の適用後も、会計上の見積りを行う上で新型コロナウイルス感染症の影響を考えるにあたり変わらない。

(2) 新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の一定の仮定については、企業会計基準第31号で求められる開示に含まれることが多いと想定され、前段に記載した他の開示と合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響について、より充実した開示になることが想定される。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に重要性がないと判断される場合であっても、当該判断について開示することが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断し、追加情報として開示しているケースが見られる。企業会計基準第31号に基づく開示は、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について求められるものであるため、このような開示は、企業会計基準第31号により求められる開示には含まれないが、引き続き、追加情報を開示する趣旨に沿ったものになると考えられる。

【Ⅳ まとめと】

財務諸表の利用者にとって有用な情報とは、新型コロナウイルス感染症の影響の仮定について、楽観的なのか、悲観的なのか、他社と同様な仮定なのか、ある程度判断できるような水準の情報であるべきかと考えます。

前述の【Ⅰ 最近の開示例】の中でも時期を明示しない「一定」や「当面の間」だけの仮定の開示のケースは、今後状況がどう変化しても説明できる無難な開示であるかもしれませんが、財務諸表の利用者にとって十分に有用な情報かどうか、検討の余地があると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響については、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」適用後は新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の仮定については、多くは追加情報ではなく、減損や税効果など、会計上の各見積の項目（主要な仮定等）の開示に含まれると予想され、各会計上の見積項目の見積計算の説明となるより論理的な仮定の記載が必要になってくるだろうと考えられます。

一方で、公表されている「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の基本的な考え方は変わらないことから、企業会計基準第31号の適用による開示にとどまらず、重要性がないと判断される場合も「財務諸表の利用者にとって有用な情報」が重視され、追加情報としても開示を充実させていくことが求められています。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703